

1 滋賀食肉センターにおける副生物処理業務について

滋賀食肉センター(以下、「センター」という。)における、牛と畜解体後の副生物の処理業務については、副生物処理・販売事業者が公益財団法人滋賀食肉公社(以下、「公社」という。)の管理する施設を使用して、業務運営を行っている。

なお、センター開設当初から副生物処理業務を行ってきた滋賀県副生物協同組合(以下、「副生物組合」という。)においては、令和元年度に副生物組合の法令違反や幹部の不祥事等が判明し、公社は副生物組合に対し、体制の改善、新規契約の締結、債務の承認および返済計画の提出等の条件を提示し交渉・協議を行ってきたものの、十分な対応がされなかった。

このため、公社では、令和2年12月、副生物組合に対してセンター使用に関する契約の更新を行わない旨の通知を行った上で公募による事業者選定・契約手続きを進めていたところ、令和3年2月に副生物組合から、契約更新拒絶通知は無効であるとして、公社を被告とした賃借権確認請求の訴訟提起があったことから、選定事業者との契約締結に向けた協議を中断するとともに、未払使用料等請求事件訴訟を提起された。

これを受けて、センターの業務中断による混乱を回避し、利用者の安定的な出荷・取引等の継続性を確保するため、令和3年4月以降現在に至るまで、副生物組合が牛と畜解体後の副生物の処理業務等を行っている実態が続いている。

現在、公社においては、裁判を通じて、副生物処理の実態を把握したうえで、副生物処理業務の適正化を図ることとされている。

(1) 主な経過

令和元年9月	副生物組合の法令違反や幹部の不祥事等が判明
～令和2年2月	
令和2年3月	<u>公社が副生物組合に対し、体制の改善、新規契約の締結、債務の承認および返済計画の提出等の条件を提示</u>
3月～12月	<u>条件履行・新規契約締結に向け継続的に交渉等を実施</u>
12月16日	<u>副生物組合への現行契約の更新拒絶通知</u>
12月21日	<u>公募プロポーザル公告</u>
令和3年2月3日	<u>公募プロポーザル審査会</u>
2月8日	<u>公募プロポーザルによる事業者選定・契約締結交渉開始</u>
2月17日	<u>公社に副生物組合からの賃借権確認請求事件訴訟の訴状到達</u>
3月3日	<u>選定事業者との契約締結に向けた協議を中断</u>
3月25日	<u>第1回口頭弁論</u>
4月～	<u>副生物組合による副生物処理業務の当面の継続</u>
4月7日	<u>公社から副生物組合に対し未払使用料等請求事件訴訟を提起</u>
5月～現在	<u>これまで9回の弁論準備が重ねられる</u>

(2) 訴訟における主な争点

項 目	公 社	副生物組合
平成27年4月1日付け財産使用契約について	○契約第3条(3か月前通知)および債務不履行を理由とする契約の解除は有効	○賃貸借契約(6か月前通知)であり、公社の主張する解除理由は認められず、契約は令和3年4月1日以降も存在
未払使用料等について	○未払使用料等の支払いを求める ○建物占有部分の明渡しを求める	○公社の請求の棄却を求める

2 滋賀食肉センターにおける副生物の取引について

センターの運営に当たってはコンプライアンスの確保が重要であることから、センター関係者に対してセンターの適正な運営にご協力いただけるようお願いしているところ。

(1) 主な経過

令和3年11月9日 農政水産部長と理事等がJAグループ滋賀を訪問し、センターでの副生物処理の適正化のため、公社と副生物組合との裁判の進捗状況に応じて、コンプライアンス上問題のある事業者との取引関係を見直していただくよう、協力を要請。

(参考)

令和元年9月～令和2年2月	特定事業者の役員が複数の事案で逮捕
令和元年10月～11月	特定事業者の役員が起訴される
令和2年3月	特定事業者の役員が、役員を辞任
令和4年1月	1審判決（11月起訴事件は、懲役10月執行猶予3年） （10月起訴事件は、無罪）
	11月起訴事件については弁護士から控訴される
令和4年5月	特定事業者の元役員、死去

(2) 現在の県の考え方等

- 事業者間の契約等については、あくまでも民間同士の取引の問題であり、県として直接介入すべきものではないと認識。
- 現在、センターにおける副生物処理業務をはじめ、センター全体のあり方の見直しに取り組んでいるところであり、関係者に対しても、センターの見直しに合わせて、センターの適正な運営にご協力いただけるよう、引き続きお願いしていく。

滋賀食肉センターのあり方検討について

センターのあり方検討については、今年度末(令和5年3月)までに、センターの抱える課題を踏まえて、「滋賀食肉センターのあり方」についての県としての考え方をとりまとめることとしている。

県の考え方をとりまとめていくにあたって、現在、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場、生産者や買参人などのセンター関係者、外部有識者との個別の意見交換、ヒアリングを重ねているところ。

令和5年度においては、生産者団体などのセンター関係者や外部有識者等を構成員とする会議体を設置し、団体を代表する方々等との議論を重ねていく体制を整え、さらに検討を深めていく。

1 検討スケジュール

令和4年	5月18日	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
	7月～	県外施設に対する文書調査(29施設対象)、訪問調査を実施中
	7月～9月	近江牛に関する県民アンケート(回答者数 3,016件)
	8月9日	環境・農水常任委員会へ公益法人等経営状況説明および出資法人経営評価結果報告
	9月5日	第1回滋賀食肉センター経営評価会議
	10月6日	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
	11月1日	第2回滋賀食肉センター経営評価会議
	12月	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
令和5年	1月	第3回滋賀食肉センター経営評価会議
	3月	環境・農水常任委員会へとりまとめ結果の報告
	4月～	生産者団体などのセンター関係者や外部有識者等を構成員とする会議体を設置し、「滋賀食肉センターのあり方」について、団体を代表する方々等との議論を重ねていく。

2 これまでに聞いている、センターのあり方に関する関係者、有識者等からの意見概要

意見交換・ヒアリング実績

- ・センター関係者 16名・団体
- ・外部有識者 6名

(1) 「センターのあり方」に対する意見

- 抜本的な見直しを行う時期を迎えている。抜本的に経営スキームを変えることが必要。
- 強い意志を持ってやらないと改善できないし、畜産分野の改革はできない。圧力に負けてはいけない。
- これから 20 年 30 年後の次の世代に対して、禍根を残したくない。今の段階で整理すべき。申し送りして、後輩たちに残してしまうことはしてはいけない。
- 現場の実態、現状の把握というのはできているのか。現状を分かったうえで、知ったうえで、あり方の検討をされているのか。現場を知らない者だけで、今後の方向を決められるのか。過去の経緯も押さえておく必要がある。
- 理想論の意見も大事。今までがこうだからとか、それを言っていたら、抜本的な改革はできない。
- 今までのやり方が正しいとは限らないので、現場の意見をあんまり聞きすぎてもいけない。聞きすぎると結局は改善にならない。
- 個別の意見を尊重しては議論がまとまらない。
- まずは、公平さを確保していかないといけない。合理的な仕組みにして、みんなが納得して、協力し合いながら、ブランド形成をしていく。そのためには、公正さを基準とした仕組みづくりをやるのが良いと思う。



見えてきた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者等においても、<u>現在の滋賀食肉センターの在り様について、危機感を抱いていることが確認される。</u> ・現状の実態や過去の経緯の把握をしっかり行う必要があるとの指摘の一方、<u>抜本的な見直しにあたってはそれらにとらわれすぎてはいけないという指摘がある。</u> ・公平・公正なルールが適正に運用される仕組みづくりが必要、との意見からは、<u>現状が公平・公正さに欠けているという認識があることがうかがえる。</u>
今後検討していく方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>近江牛ブランド振興という県の施策を進めていくうえで、センターはどうあるべきか、センターへの県の関わり方はどうあるべきか、という観点をもって、あり方検討を進めていく。</u> ・センターを持続的に運営をしていくため、<u>今の運営体制を抜本的に見直すことも含めて、検討する。</u> ・旧3と畜場時代から引き続けている、不公平な取引ルールは整理して、<u>公平・公正な取引が行われるようにしていく。</u> ・引き続き、関係者等からのヒアリングを重ねていく中で、現状の実態把握、現状に至っている要因把握をしていく。 ・県だけで改革・抜本の見直しができるものではなく、また、県の考えを押し付ける形で見直しが進められるものではないので、<u>県の考え方を一定整理した段階で、関係者等が参画して議論する場を設けて、さらに検討していく。</u>

(2)「センターの運営」に対する意見

- 団体間調整に時間と労力がとられている。
- 設置者と管理者の役割分担も、経費分担も明確になっていない。団体間責任の所在が不明確であり、経費負担のあり方についても問題となっている。
- センター利用者との情報交換の機会が不足している。
- 浄化槽と冷蔵庫の能力をみると、施設能力的には、と畜頭数は9,000頭前後で限界がきている。経営的にはその程度で経営計画を描かなければならない。
- 8,000頭ぐらいで収支が±0となるようにしないといけない。
- と畜機能に係る原価と、卸売機能に係る原価をはっきりと切り分けて考えていく必要がある。と畜機能と卸売機能のコスト分析をしていくべき。部分肉加工部門についても。
- と畜部門は不採算部門であり、公共的事業として整理してほしい。
- 市場の取締役の中に市場利用者があるために、ガバナンスに欠けた体制となっている。本気で経営判断していくためには見直しが必要。
- 副生物処理の統制が効いていない状況にあることで、様々な問題が生じている。
- と畜から内臓処理まで、すべて市場会社が運営すべきではないか。



見えてきた課題等	・現在の運営に対して、関係者等から問題・課題を指摘する意見をいくつもいただいております、関係者等において改善が必要と思われている事項が把握できる。
今後検討していく方向性	・法人の経営改善、自立性拡大および透明性の向上を進めていく。 ・運営に関する指摘意見のなかには、 <u>センターの抜本的な見直しの中で対応すべき事項がある一方、あり方見直しの検討と同時並行的に対応できる事項もあることから、引き続き、公社、市場等とも密に協議しながら、意見への対応を検討していく。</u>

(3) 「センターの取引」に対する意見

- 近隣のと畜場に比べて料金が高い。と畜料金を安くすべき。
- 出荷奨励金の見直しが必要。
- 自家割については相対上場取引として、全頭上場にすべき。
- センターは自家割が認められることが条件で統合された。自家割制度は残してもらわないと困る。
- 自家割の料金が安すぎるのが問題。
- 自家割制度があることで、近江牛のブランドを保持しやすいのかもしれない。生産者も含めて、ブランド形成に関わることができるということで、メリットがある仕組みかもしれない。
- 出荷者であり、買参人である状態は改めるべき。
- 慣習でなく、ルールに基づいた取引が必要。
- マク・サガリが内臓扱いではないところは滋賀だけ。マク・サガリを内臓扱いにしていきたい。
- 副生物の取り扱いのルール化をしないといけない。内臓の洗い賃も不平等である。



見えてきた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・自家割制度への評価は関係者の中でも分かれている。 ・<u>公平・公正なルールが適正に運用される仕組みづくりが求められている</u>。
今後検討していく方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜料金や出荷奨励金などの料金体系のあり方について、<u>検討していく必要がある</u>。 ・自家割制度については、現状のメリット・デメリットの評価、取引の実態について把握を行う必要がある。 ・関係者等からのヒアリングを重ねていく中で、現状の取引実態の把握をしていく。

※ 自家割制度とは、卸売市場機能を利用せず、と畜機能のみを利用するもの。

①枝肉および内臓とも出荷者が持ち帰る方式、②枝肉はセリ上場もしくは相対上場とし、内臓は出荷者が持ち帰る方式がある。

(4) 「センターの整備効果」に対する意見

- センター開設前にあった3と畜場は、施設が老朽化し、衛生管理面、環境対策面などにおいても課題を抱えていた。と畜解体、卸売市場、部分肉処理等を一貫して行うことができるセンターの整備により、食肉の衛生的、効率的な処理等を行うことができるようになった。
- 従前の3と畜場は従来の横臥方式のと畜を行っており、滋賀食肉センターでは懸垂方式のと畜方法を導入され、法施行前から HACCP に取り組むことで、安全・安心な食肉の流通に寄与してきた。
- センター開設前は、県内で飼養出荷される肉用牛の県内出荷割合が50%強（H14 51.5%）であったが、センター開設後は80~90%（R3 85.3%）となった。
- センター開設前は、県内と畜頭数のうち近江牛の割合が42%であったが、センターにおいてと畜される牛の約75%（R3 78.2%）が黒毛和種となった。
- セリシステムの導入、取引情報等の公表などにより、適正な価格形成、県産食肉の有利販売に寄与してきた。
- 7か国・地域への輸出施設認定を取得し、近江牛の販路拡大に寄与してきた。
- 近江牛ブランドを維持していくためには、流通拠点としての食肉センターが必要。



見えてきた課題等	・センター整備によって、安全・安心な食肉の流通、近江牛ブランドの発信などに一定効果があったことが確認できる。
今後検討していく方向性	・引き続き、安全・安心な食肉の流通、近江牛ブランドの向上に向けて、関係者と一丸となって取り組んでいく。

(5) 「センターの当初計画と現状との乖離」に対する意見

センター関係者、有識者等からの「センターの当初計画と現状との乖離」に対する意見概要	
○	と畜計画頭数は、 <u>業界からの各種要望を総合的に勘案していった結果、大きくなったものであり、結果として過大となった。</u>
○	県内での <u>飼養畜種の変化</u> （肥育期間の比較的短い乳用種・交雑種から、より肥育期間の長い和牛の割合の増加）、 <u>子牛価格の高騰</u> などにより、飼養農家において出荷頭数が伸び悩んだ。
○	当初計画では、 <u>県外からの集畜</u> を見込んでいたが、 <u>県外牛は相対的に値が低く、思うように集畜できなかった。</u>
○	<u>養豚農家の廃業等</u> により豚と畜頭数が伸びなやんだ。
○	周辺に国内向けの部分肉加工施設が相次いで設置されたことで、 <u>部分肉加工の利用が伸びなかった。</u>
○	豚と畜の実施、部分肉加工で、収益を確保しようとしていたが、結果として、 <u>見込みが甘かった。</u>



見えてきた課題等	・当初計画と現状との乖離、開設後の環境変化等が、現在のセンターの課題につながっていることが確認できる。
今後検討していく方向性	・現状を踏まえた、センターの経営改善、収支計画を検討していく必要がある。

(6) 「センターの施設機能」に対する意見

センター関係者、有識者等からの「センターの施設機能」に対する意見概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設後から地盤沈下が起こり、建物躯体、地下埋設管に影響している。 ○ 結露の発生による枝肉の衛生管理上の課題がある。 ○ 整備当初より牛が大型化しており、当初想定よりも冷蔵庫の容量が逼迫している。 ○ 冷蔵庫の容量が処理頭数に即しておらず、繁忙期において、と畜解体処理頭数が多い時には、枝肉の蒸れの発生リスクがある。 ○ センター完成段階では、センターの一日の処理能力は牛 75 頭、豚 100 頭とされていたところ、平成 21 年 4 月に牛 104 頭、豚 120 頭に変更されたが、施設機能は当初のままであり、排水処理能力が十分ではない。 ○ 基本インフラ（電気、給水、排水処理）が一系統しかなく、副系統がないため、災害・事故・故障等が発生した場合のリスクを回避し、業務を継続できる状況となっていない。 ○ 米国・香港の輸出施設認定やハラールと畜認定を取得してほしい。 	



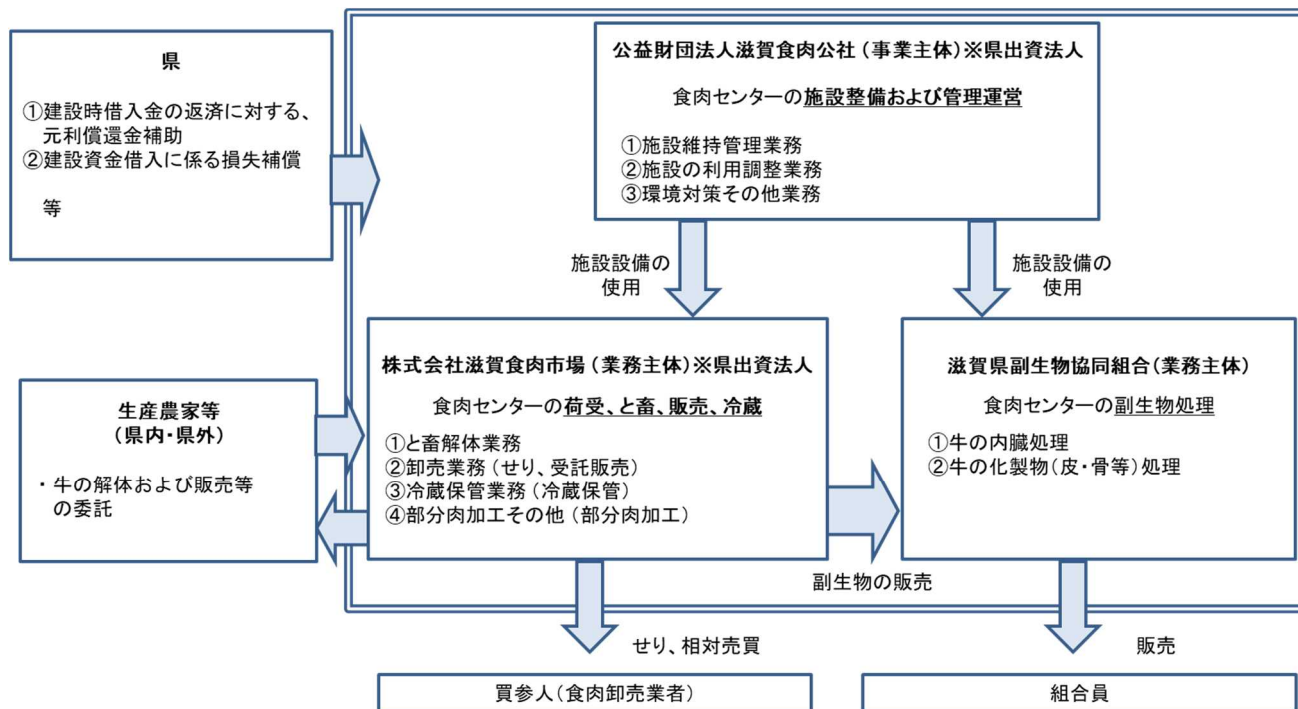
見えてきた課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建設当時には想定されていなかった、または、十分ではなかった施設面の課題が、今のセンター運営のなかで懸案となっている。</u> ・ 輸出施設認定を取得するにあたって、施設機能が不十分なことが課題となっている。
今後検討していく方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜業務を安定して継続できるよう、<u>施設・設備の長寿命化を図りつつ、①作業員の労働安全性を確保するために必要な更新、②と畜場法等に定められた施設衛生基準、HACCP 方式による衛生管理基準の適合のために必要な更新、③竣工後に発生している課題への対応など、当面の施設運営に不可欠な緊急性の高い事項について、計画的な更新、改修を行っていく。</u>

参 考 資 料

- センターの事業スキーム P. 11
- センターの沿革 P. 12
- センターにおける取引形態 P. 13
- 枝肉取引価格の推移 P. 14
- と畜頭数等の推移 P. 15
- センターからの牛肉輸出の状況 P. 16
- センター開設当初の計画 P. 17
- と畜頭数の、当初計画と実績との乖離状況 P. 17
- と畜頭数の実績が、センター開設当初の計画頭数と乖離した要因 P. 17
- これまでのと畜計画頭数の見直し状況 P. 18
- 県内の肉用牛飼養頭数 P. 20
- (公財) 滋賀食肉公社の単年度損益の推移 P. 21
- (公財) 滋賀食肉公社の累積欠損(一般正味財産期末残高)の推移 P. 21
- (株) 滋賀食肉市場の単年度損益の推移 P. 22
- (株) 滋賀食肉市場の債務超過額の推移 P. 22
- センターに対する県補助金額の推移 P. 23

【参考】センターの事業スキーム

現在のセンター運営体制としては、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場、副生物処理・販売事業者の3団体が関係している。



①公益財団法人滋賀食肉公社

県出資団体

センターの開設者・設置主体（事業実施主体）

と畜場設置者および食肉卸売市場開設者

施設整備および管理運営、施設の利用調整業務、環境対策その他業務を担っている。

②株式会社滋賀食肉市場

県出資団体

センターの業務運営主体として、公益財団法人滋賀食肉公社が管理する施設を使用。

と畜解体業務、卸売業務（せり、受託販売）、冷蔵保存業務、部分肉加工その他業務を行っている。

③副生物処理・販売事業者

センターの業務運営主体として、公益財団法人滋賀食肉公社が管理する施設を使用。

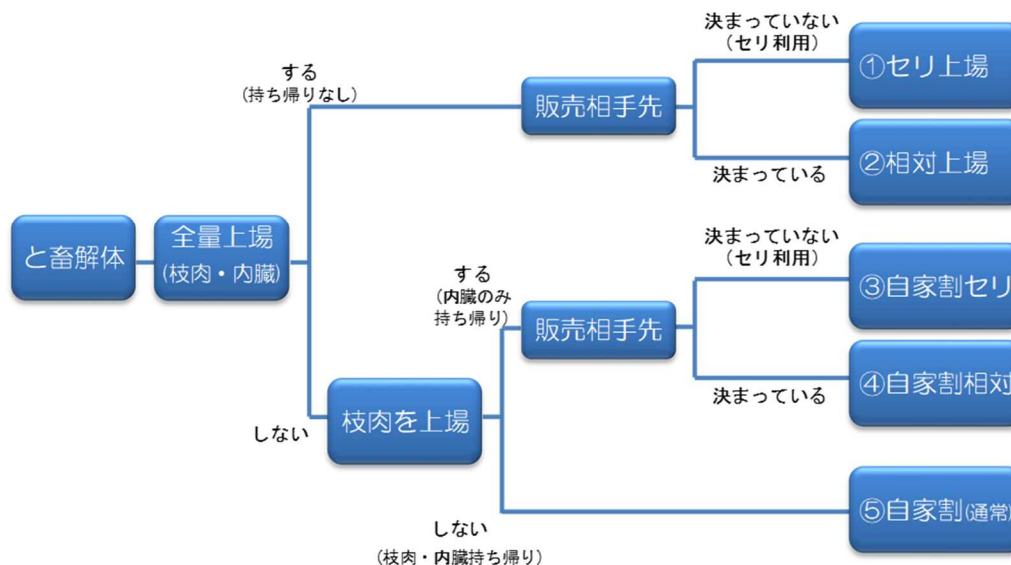
牛と畜解体後の食肉内臓の処理・取引業務を行っている。

【参考】センターの沿革

昭和 56 年	県と畜場整備に関するプロジェクトチームによる検討
平成元年	滋賀県食肉流通機構整備推進委員会を設置
平成 2 年	県土地開発公社で事業用地(約 11ha)を先行取得
平成 4 年	県食肉流通機構整備推進室を設置
平成 7 年 3 月	豊郷町立と畜場廃止
平成 8 年 6 月	推進委員会で整備基本計画骨子を策定
平成 9~10 年	県土地開発公社で事業用地の区画造成
平成 10 年 3 月	財団法人滋賀食肉公社設立
平成 12 年	県が事業用地を取得
平成 13 年 8 月	新食肉センター業務運営推進会議を設置
平成 14 年 11 月	新食肉センター業務運営推進会議において、食肉処理施設の再編整備のスキームについて合意。
平成 16 年 4 月	(株)滋賀県食肉地方卸売市場に新会社移行準備室を設置
平成 16 年 9 月	施設整備基本計画の策定
平成 17 年 3 月	基本設計の策定
平成 17 年 5 月	国が事業計画承認、実施計画の策定(~7月)
平成 18 年 2 月	新食肉センター建設工事起工式・着工
平成 19 年 3 月	(財)滋賀食肉公社が事業主体となり、滋賀食肉センターを開設
平成 19 年 4 月	滋賀食肉センター操業開始
平成 20 年 5 月	滋賀食肉センターHACCP 推進委員会を発足し、HACCP 手法による衛生管理をスタート。
平成 21 年 9 月	マカオ輸出認定
平成 21 年 11 月	タイ輸出認定
平成 22 年 3 月	病畜処理棟整備
平成 22 年 5 月	食肉関連施設整備
平成 22 年 9 月	シンガポール輸出認定
平成 23 年 3 月	県から公社に土地(110,349.04 m ²)、建物(公園内休憩所、便所等)を現物出資
平成 24 年 3 月	冷凍施設竣工
平成 25 年 12 月	公社と民間企業との共同事業として、大規模太陽光発電施設(1,750kw)を設置
平成 26 年 1 月	(財)滋賀食肉公社の公益財団法人化
平成 26 年 3 月	フィリピン輸出認定
平成 26 年 9 月	ベトナム輸出認定
平成 27 年 6 月	滋賀食肉センター経営研究会を設置
平成 27 年 12 月	ミャンマー輸出認定
平成 28 年 9 月	滋賀食肉センター経営研究会による報告
平成 29 年 9 月	台湾輸出認定
平成 29 年 10 月	(株)滋賀食肉市場 ISO22000 認証取得
平成 30 年 2 月	滋賀食肉センター経営評価会議を設置
平成 31 年 3 月	「(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場に係る経営健全化方針」策定
令和 2 年 3 月	豚と畜を廃止

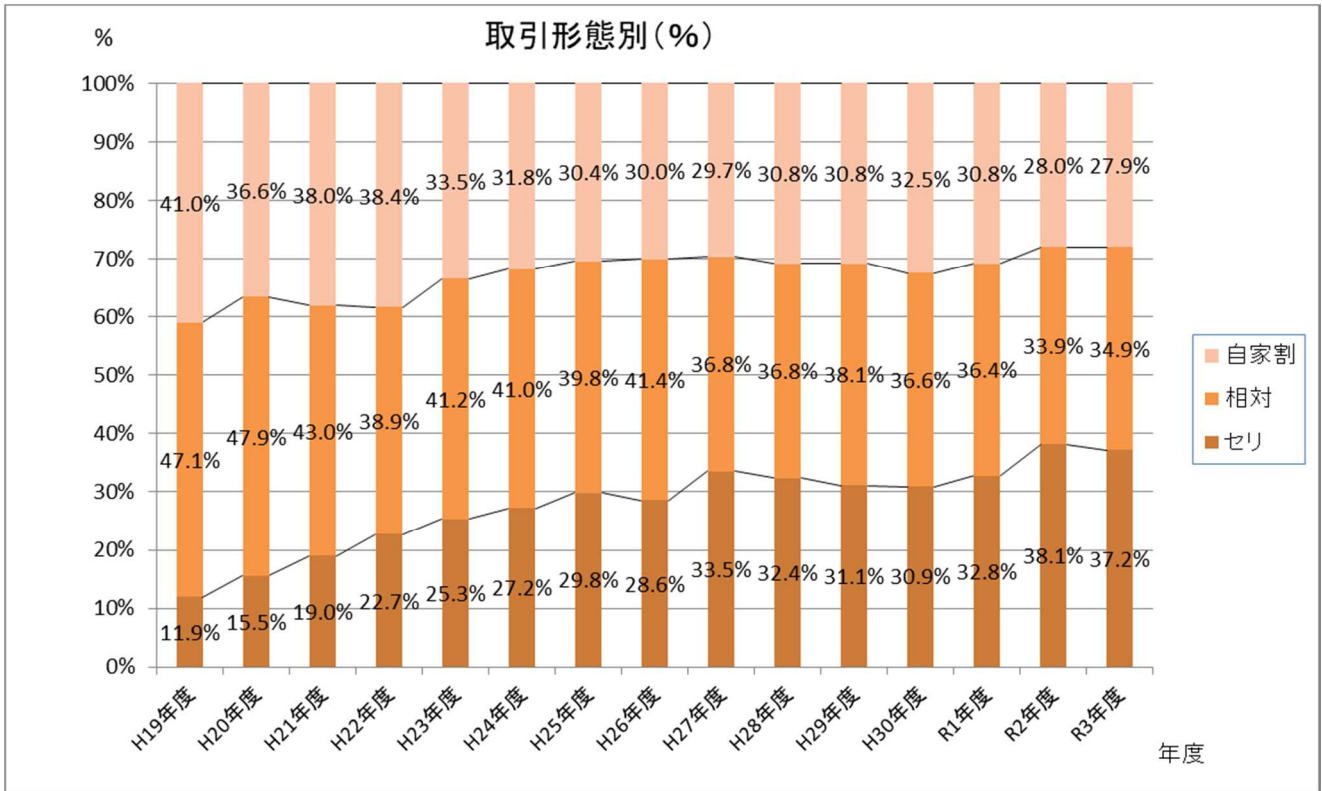
【参考】センターにおける取引形態

滋賀食肉市場の取引形態は、卸売市場機能(上場・決済)利用の有無およびセリ利用の有無により、以下の5形態に区分される。



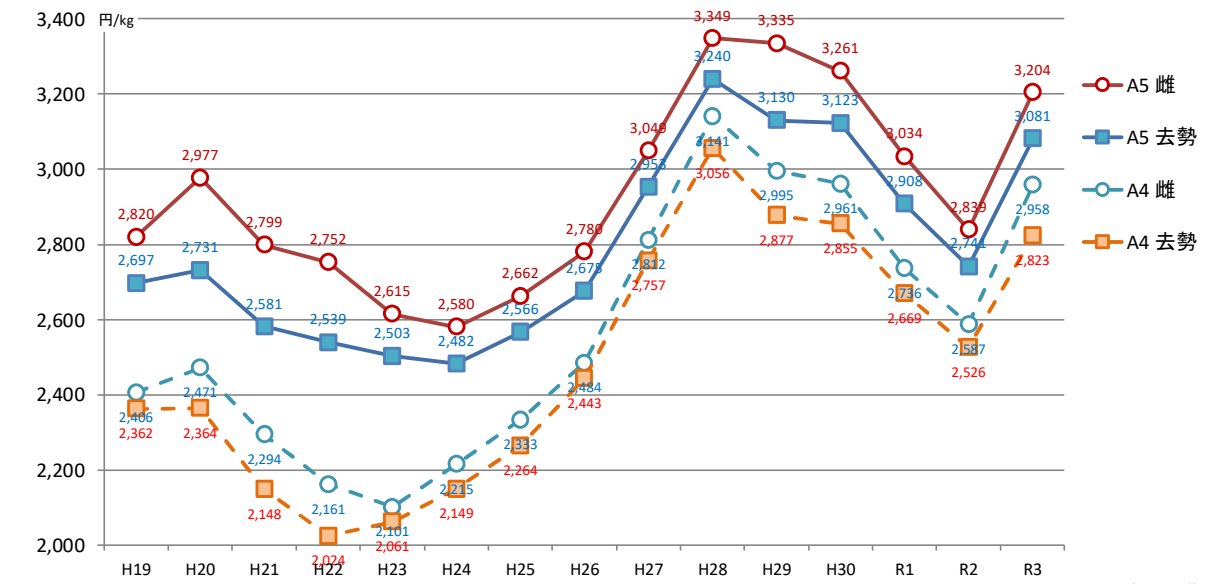
それぞれの取引形態の違い

取引区分		市場利用		販売先	
		枝肉	内臓	枝肉	内臓
①セリ上場	卸売業者が、買い手を競争させて最高値を付けた者に販売する方法	○	○	セリ落とした者	副生物事業者 →組合員に販売
②相対上場	卸売業者が、買い手を競争させず、協議により販売する方法	○	○	指定する者	指定する者
③自家割セリ	枝肉をセリ上場、内臓は出荷者持ち帰り	○	×	セリ落とした者	副生物事業者に内臓の洗浄を依頼したうえで出荷者が持ち帰り
④自家割相対	枝肉を相対上場、内臓は出荷者持ち帰り	○	×	指定する者	
⑤自家割	卸売市場機能を利用せず、と畜機能のみを利用	×	×	出荷者が持ち帰り	



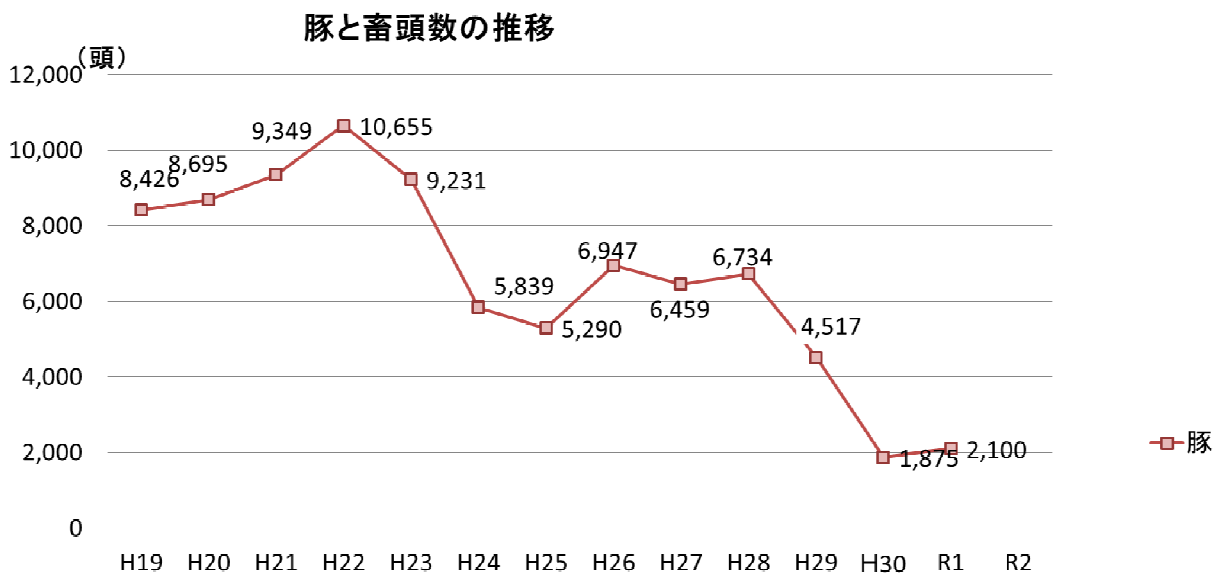
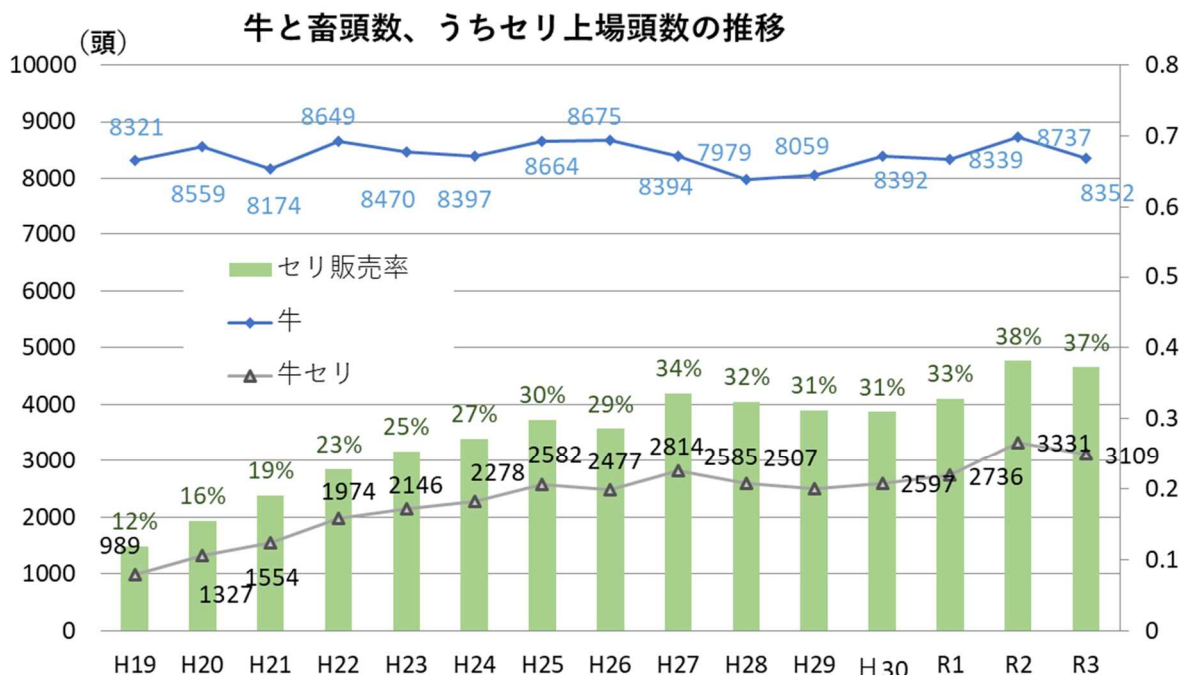
【参考】 枝肉取引価格の推移

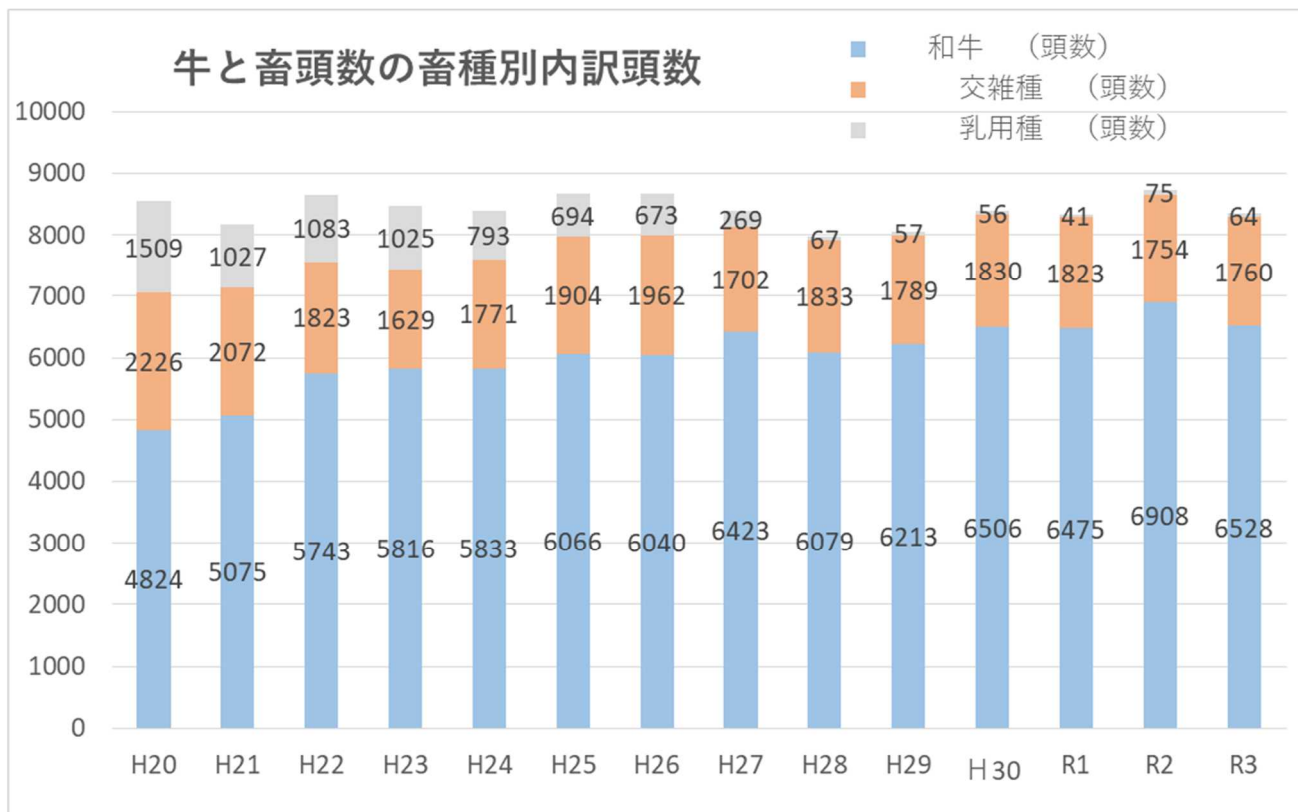
滋賀食肉センターにおける枝肉価格（和牛、セリ価格/kg、加重平均/年度）



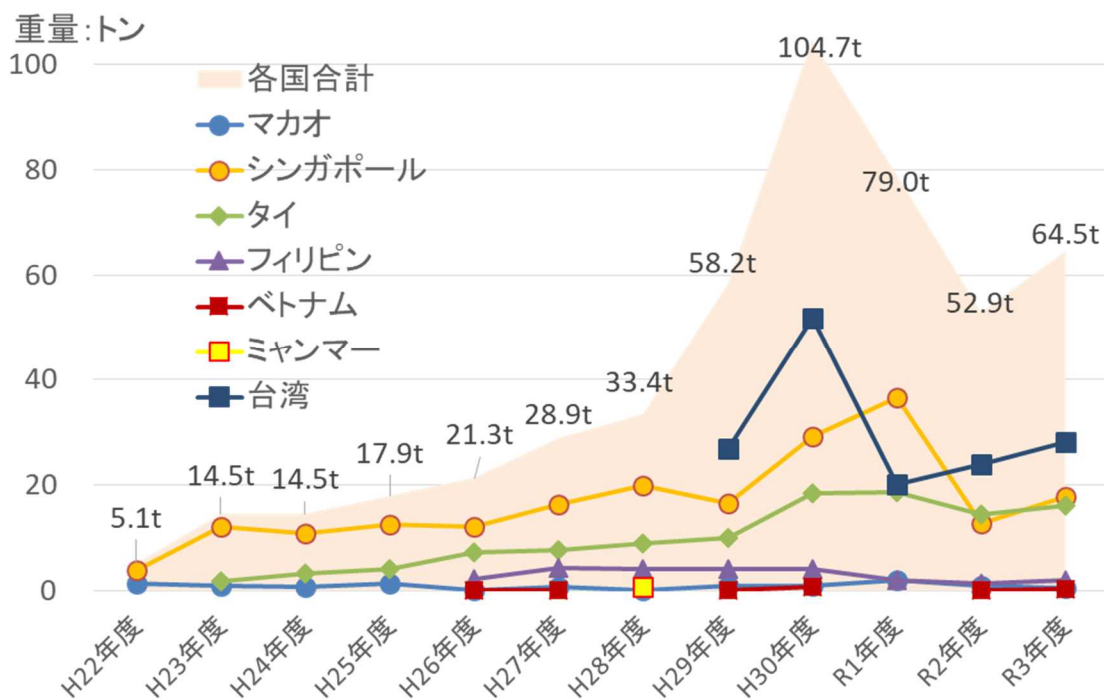
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
A5 去勢	2,697	2,731	2,581	2,539	2,503	2,482	2,566	2,675	2,953	3,240	3,130	3,123	2,908	2,741	3,081
A5 雌	2,820	2,977	2,799	2,752	2,615	2,580	2,662	2,780	3,049	3,349	3,335	3,261	3,034	2,839	3,204
A4 去勢	2,362	2,364	2,148	2,024	2,061	2,149	2,264	2,443	2,757	2,855	2,877	2,855	2,669	2,526	2,823
A4 雌	2,406	2,471	2,294	2,161	2,101	2,215	2,333	2,484	2,812	3,141	2,995	2,961	2,736	2,587	2,958

【参考】と畜頭数等の推移





【参考】センターからの牛肉輸出の状況



【参考】センター開設当初の計画

① 単年度黒字化

公社 操業2年度目（平成20年度）に単年度黒字化達成
 市場 操業4年度目（平成22年度）に単年度黒字化達成
 操業10年度目（平成28年度）に累積赤字の解消

② と畜頭数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
牛	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
豚	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

【参考】と畜頭数の、当初計画と実績との乖離状況

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
牛	計画	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	実績	8,321	8,559	8,174	8,649	8,470	8,397	8,664	8,675	8,394	7,979
豚	計画	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	実績	8,426	8,695	9,349	10,655	9,231	5,839	5,290	6,947	6,459	6,734

【参考】と畜頭数の実績が、センター開設当初の計画頭数と乖離した要因

- (牛)
- ・子牛価格や飼料価格の高騰による県内牛飼養頭数の伸び悩み。
 - ・県内での飼養畜種が、飼養期間が比較的短い畜種（乳用種、交雑種）から長い畜種（和牛）への転換してきたことによる県内出荷頭数の伸び悩み。
 - ・牛と畜料金が、全国的にも“相対的に”高い料金設定となっていることから、県外からの集畜が進まなかった。
 - ・香港、アメリカ、インドネシア、マレーシア等の、センターでは輸出食肉取扱施設認定がとれていない国への輸出等を目的とした、県外と畜場への出荷。
- (豚)
- ・県内養豚農家の廃業による出荷の減少。
 - ・周辺施設とのと畜料金格差、技術格差や商取引の関係等による、県内生産者の県外と畜場への出荷。

【参考】これまでのと畜計画頭数の見直し状況

- 平成 20 年 2 月 「滋賀食肉センターの経営の健全化に関する計画」において、牛と畜頭数については平成 23 年度で「10,700 頭」、豚と畜頭数については平成 21 年度以降で「14,000 頭」と見直し。
- 平成 23 年 2 月 滋賀食肉公社の「経営健全化に関する計画」において、牛と畜頭数については平成 30 年度で「9,450 頭」、豚と畜頭数については平成 23 年度以降で「10,700 頭」と見直し。
- 平成 29 年 3 月 滋賀食肉公社の「経営健全化計画」において、牛と畜頭数については平成 32 年度で「10,000 頭」、豚と畜頭数については平成 29 年度以降で「6,000 頭」と見直し。
- 令和 2 年 3 月 滋賀食肉公社の「経営健全化計画」の見直しにあたって、令和 5 年度以降の牛と畜頭数については「10,100 頭」と見直し。
- 令和 4 年 3 月 滋賀食肉公社の「経営健全化計画」の延長にあたって、令和 4 年度の牛と畜頭数については「8,750 頭」と見直し。

<牛>

(頭)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
平成 20 年 2 月見直し	8,400	9,000	10,500	10,600	10,700					
平成 23 年 2 月見直し				8,311	8,483	8,621	8,769	8,925	9,042	9,168
実績	8,321	8,559	8,174	8,649	8,470	8,397	8,664	8,675	8,394	7,979

	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初計画										
平成 23 年 2 月見直し	9,304	9,450								
平成 29 年 3 月見直し	8,450	8,700	9,350	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
令和 2 年 3 月見直し			8,600	9,000	9,300	9,500	10,100	10,100	10,100	10,100
令和 4 年 3 月見直し					8,350	8,750				
実績	8,059	8,392	8,339	8,737	8,352					

<豚>

(頭)

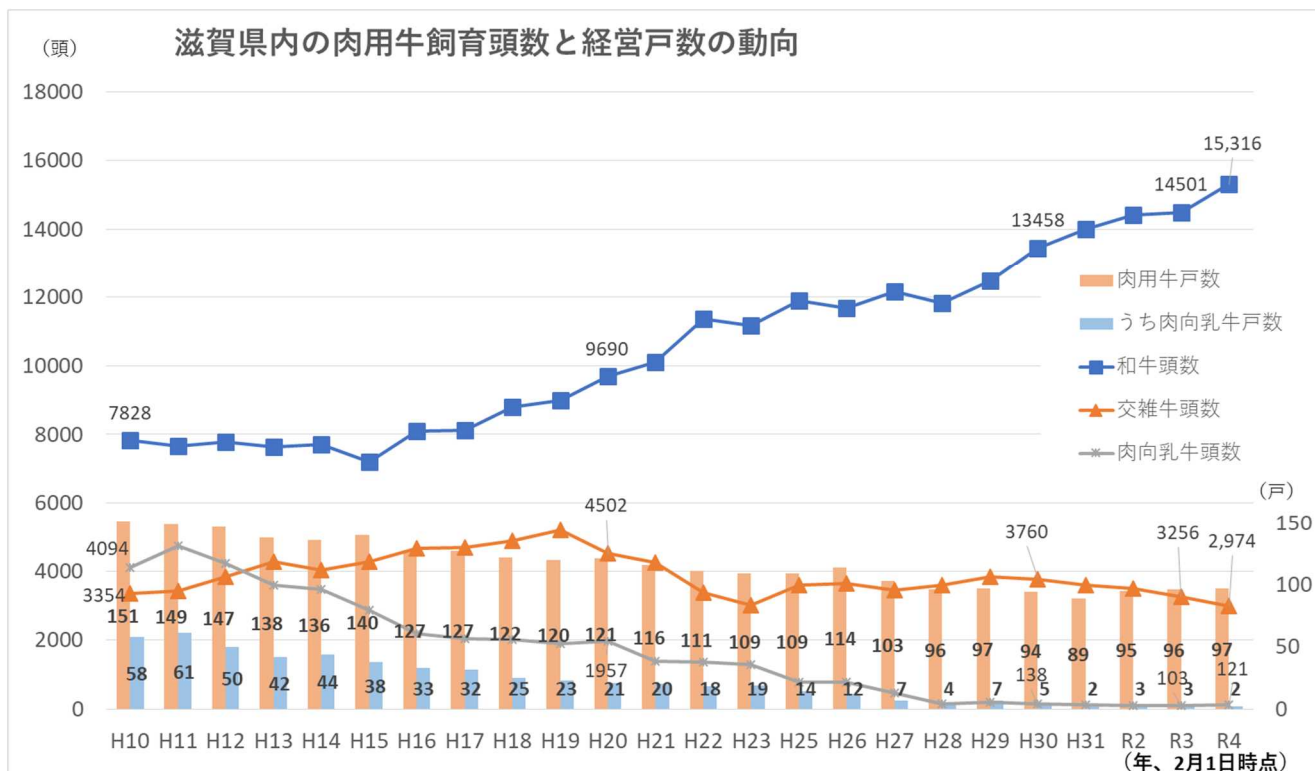
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
当初計画	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
平成20年2月見直し	8,000	11,000	14,000	14,000	14,000					
平成23年2月見直し				10,702	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
実績	8,426	8,695	9,349	10,655	9,231	5,839	5,290	6,947	6,459	6,734

	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
当初計画										
平成23年2月見直し	10,700	10,700								
平成29年3月見直し	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
令和2年3月見直し			2,000							
実績	4,517	1,875	2,100							

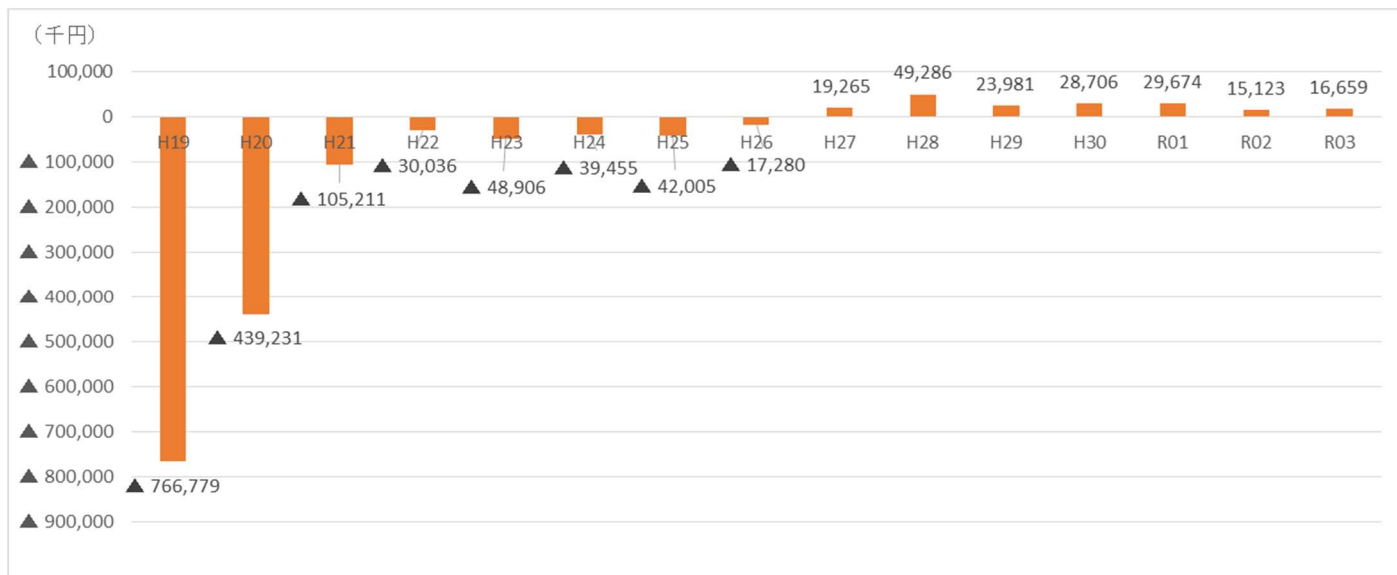
【参考】県内の肉用牛飼養頭数

(頭)

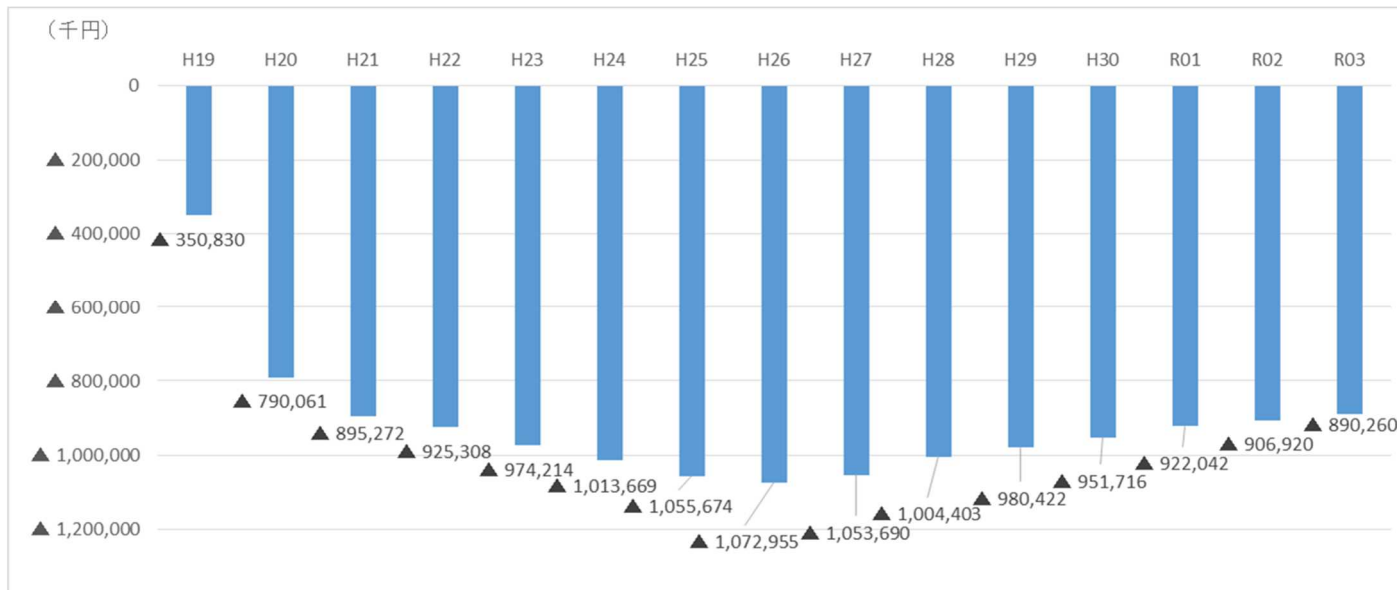
年(2月1日時点)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
黒毛和種	12,165	11,818	12,478	13,458	14,016	14,411	14,501	15,316
交雑種	3,442	3,577	3,831	3,760	3,580	3,489	3,256	2,974
乳用種	460	148	196	138	117	109	103	121
飼養頭数計	16,067	15,543	16,505	17,356	17,713	18,009	17,860	18,411



【参考】（公財）滋賀食肉公社の単年度損益の推移



【参考】（公財）滋賀食肉公社の累積欠損（一般正味財産期末残高）の推移

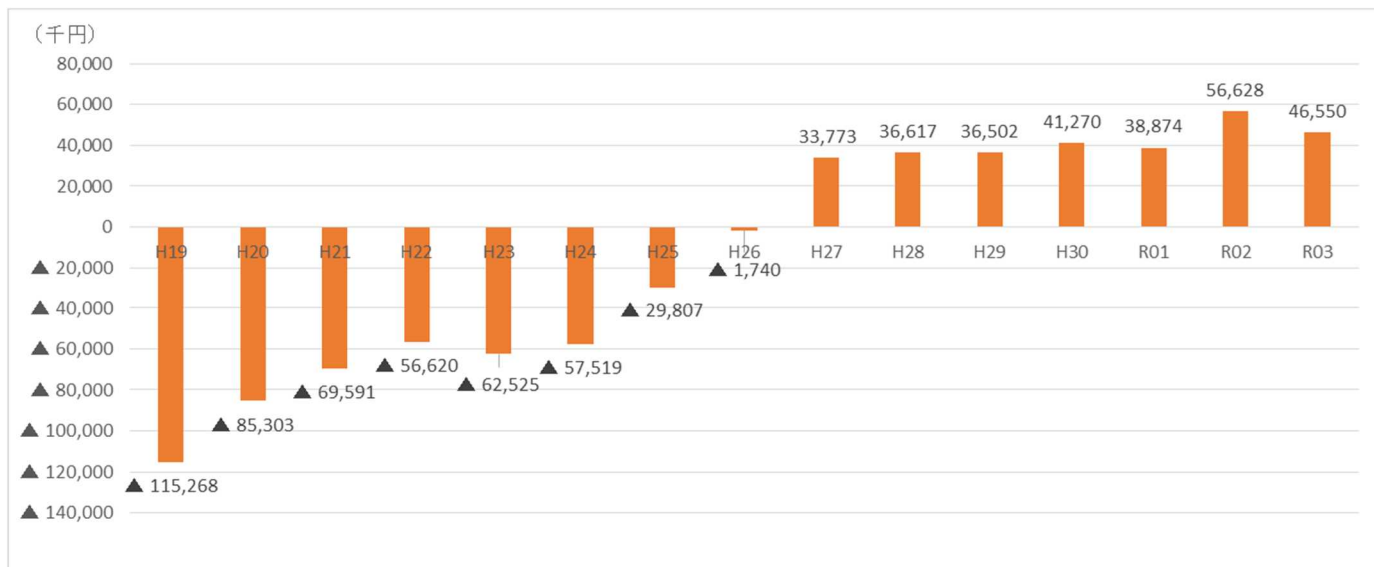


(千円)

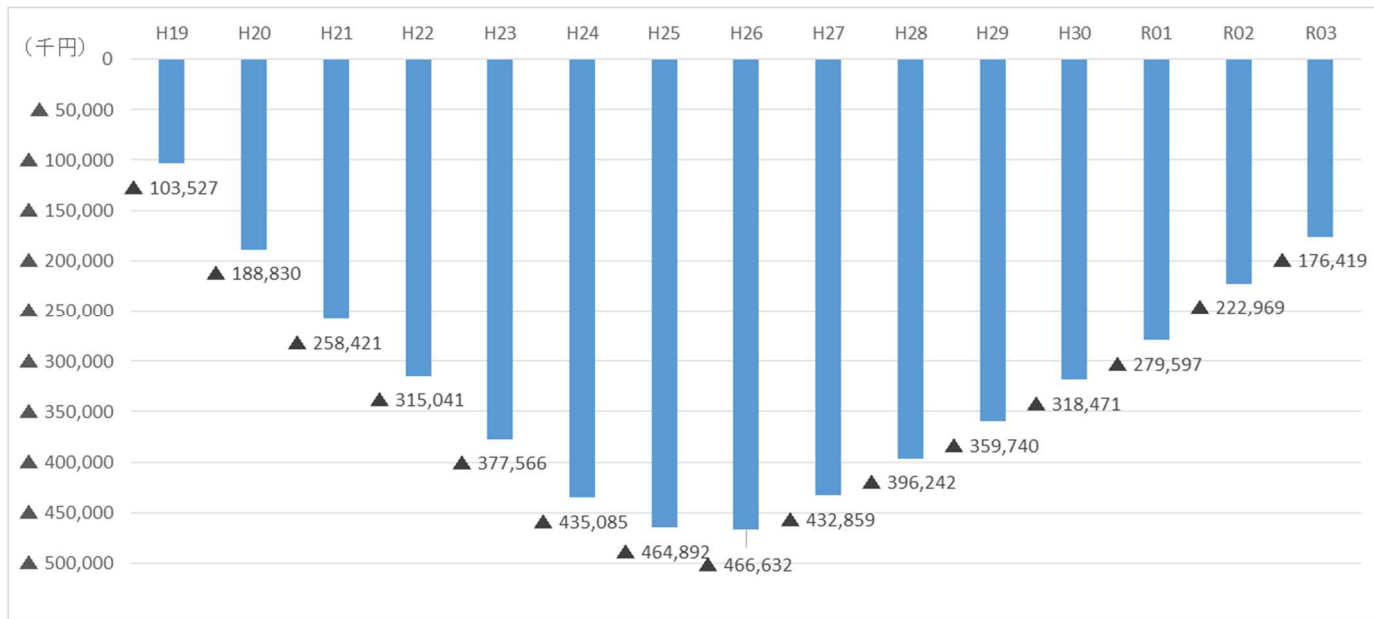
(公財) 滋賀食肉公社	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般正味財産	▲ 350,830	▲ 790,061	▲ 895,272	▲ 925,308	▲ 974,214	▲ 1,013,669	▲ 1,055,674	▲ 1,072,955
当期一般正味財産増減	▲ 766,779	▲ 439,231	▲ 105,211	▲ 30,036	▲ 48,906	▲ 39,455	▲ 42,005	▲ 17,280

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
一般正味財産	▲ 1,053,690	▲ 1,004,403	▲ 980,422	▲ 951,716	▲ 922,042	▲ 906,920	▲ 890,260
当期一般正味財産増減	19,265	49,286	23,981	28,706	29,674	15,123	16,659

【参考】(株) 滋賀食肉市場の単年度損益の推移



【参考】(株) 滋賀食肉市場の債務超過額の推移

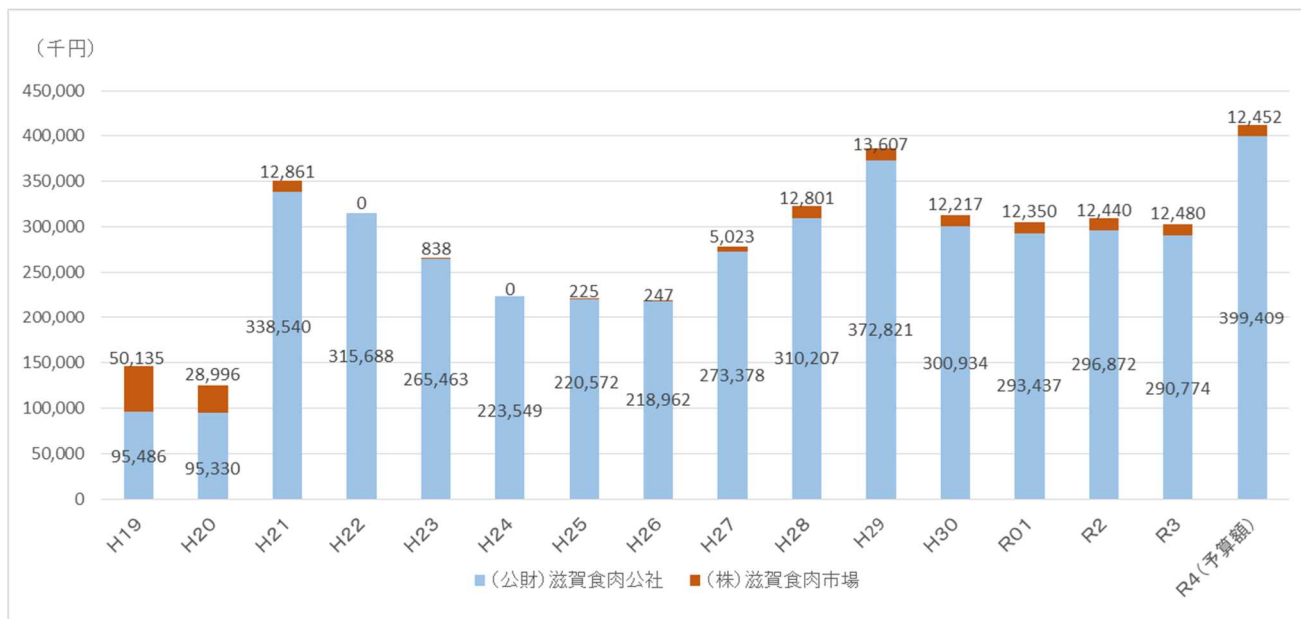


(千円)

(株)滋賀食肉市場	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
債務超過額	▲ 103,527	▲ 188,830	▲ 258,421	▲ 315,041	▲ 377,566	▲ 435,085	▲ 464,892	▲ 466,632
当期純利益	▲ 115,268	▲ 85,303	▲ 69,591	▲ 56,620	▲ 62,525	▲ 57,519	▲ 29,807	▲ 1,740

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
債務超過額	▲ 432,859	▲ 396,242	▲ 359,740	▲ 318,471	▲ 279,597	▲ 222,969	▲ 176,419
当期純利益	33,773	36,617	36,502	41,270	38,874	56,628	46,550

【参考】センターに対する県補助金額の推移



(千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(公財)滋賀食肉公社	95,486	95,330	338,540	315,688	265,463	223,549	220,572	218,962
(株)滋賀食肉市場	50,135	28,996	12,861	0	838	0	225	247
計	145,621	124,326	351,401	315,688	266,301	223,549	220,797	219,209

	H27	H28	H29	H30	R01	R2	R3	R4 (予算額)
(公財)滋賀食肉公社	273,378	310,207	372,821	300,934	293,437	296,872	290,774	399,409
(株)滋賀食肉市場	5,023	12,801	13,607	12,217	12,350	12,440	12,480	12,452
計	278,401	323,008	386,428	313,151	305,787	309,312	303,254	411,861